

公立大学法人広島市立大学における公的研究費の管理・監査体制に係る取扱方針

1 目的

この取扱方針は、本学における公的研究費の適正な運営・管理を図るため、本学の責任体系及び不正防止体制等を定め、適正な研究活動を一層推進し、もって市民からの信頼の確保に資することを目的とする。

2 対象とする公的研究費

この取扱方針における公的研究費とは、次の各号に掲げる本学が管理するすべての研究費とする。

- (1) 文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人、又はその他の行政機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、及び外部団体等からの寄附金、補助金並びに委託費等を財源として本学が扱う全ての外部資金研究費
- (2) 教員研究費等の学内資金による研究費

3 管理責任者等

次のとおり管理責任者等を設置する。

(1) 最高管理責任者

大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は副学長（企画・戦略担当）とする。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、大学全体の不正防止対策の実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(3) コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）

国際学部、情報科学研究科、芸術学部、平和研究所及び事務局（以下、「部局等」という。）における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）は、部局等の長とする。コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）は統括管理責任者の指示の下、次の事項を行うものとする。

ア 部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育の受講を奨励し、受講状況を管理監督する。

4 公的研究費の適正な運営・管理

公的研究費の適正な運営・管理を次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 物品購入について納品確認を徹底し、確認が取れないものについては経費執行しない。
- (2) 業務委託、旅費、研究補助に係る賃金等の実施確認を徹底する。

5 経理監査

事務局総務室（経営グループ）が行うこととし、研究活動上の不正発生要因の把握、それに応じた効果的かつ実効性の高い監査及び検証を行う。

6 不正防止の推進

事務局教務・研究支援室（教育研究支援グループ）が、次の各号のとおり行うこととする。

- (1) 大学全体の視点から公的研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて改善を図る。
- (2) 研究倫理教育の事務処理を担当する。

7 研究の不正に関与した者の処分

- (1) 研究の不正に関与した教職員については、公立大学法人広島市立大学における研究の不正に関する取扱規程により取り扱うものとする。
- (2) 不正な取引に関与した業者については、公立大学法人広島市立大学契約規程に準じて取り扱うものとする。

8 通報・告発の受付窓口

研究不正行為及び公的研究費の不正使用に関する大学内外からの通報・告発の受付窓口は、事務局教務・研究支援室（教育研究支援グループ）とする。

（公立大学法人広島市立大学における研究の不正に関する取扱規程第3条に基づく）

「公立大学法人広島市立大学における公的研究費の管理・監査」に係る組織体制図

